

# 新興企業における 役員・従業員の退職金対策

—従業員は中退共との併用、役員は長期保障と資産価値が決め手—

設立からわずか数年の若い会社が、業績が安定してきたのを機会に事業保険の加入を検討することになった。「安心して働ける環境を提供することで社内に優秀な人材を定着させ、事業を拡大したい」という、若い社長の前向きな想いを反映するにはどのような保険が望ましいか—今後の同社の成長を手助けするような提案をしたい。

## 顧客プロフィール

相談者 ● 榎村 敏 ◎37歳

5年前、IT関連コンサルティング、広告デザイン業の会社を設立し、成功を取った。

社員数

役員3名、監査役1名、従業員8名

業績

売上高1億円 経常利益2,000万円 (見込み)

会社設立から5年が経過し、売り上げも順調に伸びてきており、前年度には繰越損失も解消できた。今期から役員報酬を上げたが、これまで苦勞を共にしてきた従業員に対しても、今後は退職金・甲慰金規程に則った福利厚生制度を整えたい。そして何よりも、従業員が安心して働ける環境を提供したい。



## 今月のFP

浅野妙子 ◎45歳

税理士事務所に勤務しつつ、CFP®認定者となる。税理士の理解を得てFP事業部を立ち上げ、責任者となった。最近では個人顧客も増えているが、事業保険の提案を主な業務としている。



## 保険加入の動機と目的

ある日、浅野は勤務先である税理士事務所の所長から、「榎村社長が来ているので一緒に話を聞いてくれないか」と告げられた。榎村社長の会社は設立以来の顧客だが、今期から財務状況も格段に良くなり、また決算が近いこともあって、事業保険を検討したいとのことだった。

たまたま浅野も榎村社長とは面識があるので、堅苦しい挨拶は抜きにして、早速本題に入ることにした。

ITやデザイン関連の仕事をしている榎村社長の会社は、設立3年目から利益が伸びてきたが繰越損失が残っていたため、今まではほとんど法人税が課税されなかった。それが前期の決算で繰越損失が解消されたため、今期からは当然ながら利益に対して課税されることになる。今期利益は2,000万円超の見込みで、来年早々には大口受注も決まっており、来期から収益はさらに増える見通しだ。

そのような状況を踏まえて、今が生命保険の加入を検討する好機であると榎村社長は判断し、税理士にも相談したいということで、今日の訪問となったようだ。

社長は生命保険加入の目的について、次のように語った。

「設立時に一応退職金規程は作成したのですが、今まで具体的な準備はできませんでした。幸い多額の退職金を支払うようなケースもなかったのですが、業績も安定してきたことだし、ここらできちんと準備して会社としての責任も果たしたい。また自分たち役員も、創業者としてそれなりのものを受け取る権利があると考えています」

そこで役員・従業員に対する退職金準備の手段として、生命保険を活用したいということだ。

確かに今期の業績から見ると、このままでは800万円程度の納税が発生する。納税は国民の義務とはいえ、保険料を経費として計上することで、「結果として少しは節税することができれば有難い」というのも榎村社長の思惑のうちにあるだろう。

## 従業員を定着させたい

役員は全員30代、現在8名いる従業員も平均年齢30歳で、ほとんどが設立当時からのアライメントスタッフだ。事業が軌道に乗った3年目から全員を正社員とし採用し、社会保険も完備したが、将来に不安があるとの理由で退職した従業員が数名いたのも事実である。

生命保険商品では、定年退職や死亡退職金はともかく、数年以内に自己都合退職が発生した場合の対応は難しい。浅野の説明に対して社長は次のように答えた。

「多分大丈夫です。止むを得ない場合でも、ある程度の資金は確保してあります。少なくとも今いる従業員たちは定年までとはいかないかもしれませんが、長く勤めてくれそうだし、今後は環境を整備することで社員の流出を防ぐことはもっと確実にできると思います」

図表1 退職金・弔慰金規程

### ●役員について

#### <退職慰労金>

算定基準 役位別の最終報酬月額に、役位ごとの在任期間の年数を乗じ、役位別功績倍率を乗じて算出する。

役位別功績倍率 社長1.5 取締役1.2

#### <弔慰金>

任期中に死亡した場合は、次の金額を弔慰金として支給する。

業務上の死亡の場合……死亡時の報酬月額額の36倍

その他の死亡の場合……死亡時の報酬月額額の6倍

### ●従業員について

#### <適用範囲>

社員が1年以上勤続して退職したときに、この規程を適用する。ただし、パートタイマー・臨時雇用社員には、この規程は適用しない。

#### <退職慰労金>

算定基準 社員の退職時の基本給に、勤続期間に応じた支給率を乗じて算出する。

支給率(省略)

#### <自己都合による退職>

前項で算出した金額の80%を支払う。

#### <弔慰金>

役員弔慰金規程に同じ。